

函館市子ども条例の骨子(案)に対する パブリックコメント(意見公募)手続きの実施について

1 条例制定の趣旨等

近年は、少子化や女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しております。このような中において、市では家庭や学校、地域等が一体となって、子どもや子育て家庭を支援するとともに、子どもが希望を持って健やかに成長していくことができる社会の実現を目指しております。

そのために必要な考え方や取り組み内容を定めた「函館市子ども条例」を制定することとし、このたび、その骨子(案)を取りまとめましたので、多くの市民の皆さんからのご意見を募集いたします。

2 これまでの取り組み等

(1)(仮称)函館市子ども条例制定検討委員会での協議

条例の基本的な考え方や条例に盛り込む内容等について協議を行い、その結果を提言書として取りまとめました。

- 平成24年7月 同委員会設置
委員19名(学識経験者、子育てや子どもに係わる各種団体関係者、大学生、公募による市民)
- 平成24年7月～平成26年10月 19回開催
- 平成27年2月 提言書を市長へ提出

(2)市民意見の聴取

条例の趣旨や内容等を取りまとめるにあたり、広く市民の皆さんからアンケート調査を通じて、ご意見をお聞きしました。

- アンケート調査実施対象 子育て支援団体、教育関係者、小学生、中学生、高校生等

3 パブリックコメント(意見公募)手続きについて

(1)募集期間

平成27年10月23日(金)～11月24日(火) ※必着

(2)意見の提出方法

別添の意見書により、持参・郵送、FAX、Eメールの方法で提出してください。

(3)意見を提出できる方

- 市内に住所を有する方
- 市内に事務所または事業所を有する個人および法人その他の団体
- 市内に存する事務所または事業所に勤務する方
- 市内に存する学校に在学する方
- パブリックコメント手続に係る事案に利害関係を有する個人および法人その他の団体

(4)お問合せ・提出先

函館市子ども未来部子ども企画課企画担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号(市役所本庁舎3階)

電話 21-3946 (電話での受付はいたしませんのでご了承ください。)

FAX 26-6657

Eメール kodomokikaku@city.hakodate.hokkaido.jp

※ ご意見を提出される方は、住所・氏名(法人その他の団体にあつてはその名称・主たる事務所または事業所の所在地および代表者の氏名)を明記してください。

なお、これらの個人情報(法人等を含む)は、函館市個人情報保護条例に基づき保護され、公表されることはありません。

※ ご意見への個別の回答はいたしません。内容毎に分類し、取りまとめのうえ、市の考え方をHPで公表いたします。(結果公表の予定時期：平成27年12月上旬)